

公立大学法人福井県立大学経営審議会規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学定款第18条第1項に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの
(学外委員の任期)

第3条 前条第4号に掲げる委員(以下この条において「学外委員」という。)の任期は、2年とする。

- 2 補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学外委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の規定により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (4) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
 - (5) 大学の学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項
 - (6) 職員の人事および評価の方針に関する事項
 - (7) 研究費の配分の方針に関する事項
 - (8) 組織および運営の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
 - (9) その他法人の経営に関する重要事項
- 2 経営審議会は、前項各号の審議に当たっては、大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(招集)

第5条 経営審議会は、年4回の開催を常例とし、理事長が招集する。

- 2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第6条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。
(定足数および議決)

第7条 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 議長は、経営審議会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月10日から施行する。